

富良野市告示第 25 号

地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案について、意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 13 日

富良野市長 北 猛 俊



1 地域農業経営基盤強化促進計画の案を策定した地区

- ・富良野地区
- ・東部地区
- ・山部地区
- ・東山地区

2 縦覧期間

自 令和 7 年 3 月 14 日

至 令和 7 年 3 月 28 日

3 縦覧場所

富良野市役所 経済部 農林課

※農業振興課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限る。

ただし、開庁時間の正午から 13 時は除く。

4 意見書の提出について

(1) 提出先

富良野市役所経済部農林課農業振興係

(2) 提出方法

郵送、持参によることとし、ファクシミリ、インターネット及び電話での意見は受け入れられない。

(3) 提出期限

縦覧期間満了の日までとする。

ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。

(4) 提出にあたっての注意事項

地域農業経営基盤強化促進計画の案に対する意見以外は提出できない。

(5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、地域農業経営基盤強化促進計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。